

## 地方独立行政法人さんむ医療センター定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等の業務を行うとともに、地域医療機関、福祉施設及び山武市との連携の下、在宅医療の充実を図るなど、地域に密着した病院として、住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人さんむ医療センター(以下「法人」という。)とする。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山武市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所の所在地は、山武市成東167番地とする。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山武市長(以下「市長」という。)に意見を提出することができる。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応して定めるものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第 11 条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第 12 条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 13 条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第 14 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の運営)

第 15 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院の名称及び所在地)

第 16 条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
さんむ医療センター	山武市成東 167 番地

(業務の範囲)

第 17 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。

(4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。

(5) 災害時における医療救護を行うこと。

(6) 介護保険に関する業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 18 条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金)

第 19 条 法人の資本金の額は、山武市が出資する別表に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として山武市が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第 20 条 法人が解散した場合において、法第 88 条第 2 項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、山武市に帰属する。

(委任)

第 21 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 25 日)

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 5 月 11 日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 30 年 1 月 10 日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (令和 4 年 10 月 31 日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

別表(第 19 条関係)

土地

所在地	面積(平方メートル)
山武市成東 167 番 1	308.63
山武市成東 171 番	1,031.00
山武市成東 172 番 1	956.75
山武市成東 190 番 1	956.74
山武市成東 233 番 9	1,011.00
山武市成東 237 番 13	390.00

建物

施設名	所在地	延べ床面積 (平方メートル)
病院	山武市成東 167 番地	16,838.25
車庫及び倉庫	同	293.40
看護師宿舎	同	696.72
託児所	山武市成東 245 番地 3	149.88